平成２７年（フ）第８５号
宮城県遠田郡涌谷町字六軒町裏76番地10
債務者　武山あけ美
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第９１号
福島県郡山市台新２丁目32番29号
債務者　大越ゆかり
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第２００号
福井県越前市幸町５番６号
債務者　清水　咲織
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０３号
福井市文京６丁目40番７号　ラ・シャンテＡ－103号
債務者　大山口昌宏
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２２号
福井県あわら市東温泉２丁目405番地、旧住所福井県坂井市丸岡町北横地第32号６番地９
債務者　荒谷由佳里（旧姓畑野）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３５号
福井県大野市篠座17号23番地　大野荘、旧住所福井市二の宮３丁目34番20号
債務者　森山　浩信
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５１号
岐阜県可児市土田2497番地３
債務者　牧ユキオこと　ＭＡＫＩ　ＳＥＲＧＩＯ　ＲＩＣＡＲＤＯ　ＹＵＫＩＯ
1　決定年月日時　平成27年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第１５７号
愛知県岡崎市上和田町字ヒソ畑13番地　コーポ南203、前住所愛知県岡崎市牧御堂町字油田７番地１
債務者　津秦　健一
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿1486番地２　港ヶ丘荘11号
債務者　松尾　寿洋
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第２１４号
兵庫県明石市西明石北町２丁目１番10号　マンション５－201号
債務者　藤島　幸恵
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
北海道芦別市北５条西５丁目３番地　すみれ第二団地30号
債務者　金澤　雅子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
北海道滝川市江部乙町966番地１
債務者　進藤　睦子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第９１号
山口県宇部市松山町５丁目４番29号
債務者　田原紀美子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第６４号
佐賀県唐津市東大島町７番21号
債務者　小野尾陽子（旧姓宮崎・松尾）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第７０号
佐賀県唐津市和多田大土井６番６－202号　キャトルセゾン
債務者　小野　香織（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第１４号
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触975番地３
債務者　柳澤リユ子
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２７年（フ）第２６９号
沖縄県那覇市曙２丁目25番39号　屋比久産業ビル506
債務者　金城　　晃
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部